

高崎市移住支援金 関係人口要件に関するQ&A

(令和6年4月1日時点)

高崎市移住支援金において、本市が定める関係人口に関する要件

- (ア) 本市に本店又は支店が存する企業等に勤務歴があること。
- (イ) 本市で生産された物品等の直接取引を行っていること。
- (ウ) 本市に通勤・通学歴があること。
- (エ) 本市に居住歴があること。
- (オ) 本市に親族が居住していること。

➤ 要件（ア）に関するもの

Q1 高崎市にある本（支）店での勤務経験がなくても対象になりますか？

A1 高崎市に本（支）店のある企業等の勤務経験があれば、高崎市での勤務経験がなくても対象となります。

Q2 私が勤めていた時は高崎市に支店があったのですが今はありません。それでも対象になりますか？

A2 移住支援金の申請日時点で高崎市に本（支）店がない企業等は、対象になりません。反対に、自身の勤務していた期間に高崎市に本（支）店がなくても、その後現在にかけて置かれている場合は対象となります。

Q3 アルバイトで勤務していた場合は対象となりますか？

A3 当該企業等での勤務形態は、週20時間以上の無期雇用契約に基づくものに限りです。

Q4 自分が勤めていたこと、高崎に本（支）店があることは何で証明すればよいですか？

A4 以下の書類を提出してください。

- ・就業証明書（様式6）、会社概要など本支店の所在地がわかる書類
- ・会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※登記事項証明書の日付は申請日から1月以内の日付のもの

Q5 新卒で市内の本店又は支店に勤務することになった場合、対象となりますか？

A5 対象となりません。

➤ 要件（イ）に関するもの

Q6 「本市で生産された物品等」とは何ですか？

A6 高崎市の一次産業の生産者により生産された農畜産物等（野菜、果物、乳製品等）です。

Q7 「直接取引」とはどのようなことでしょうか？

A7 直接取引とは、農家や生産者集団、協同組合等から直接買い付けを行っていることを指します。

Q8 「直接取引」は1度行えばよいのですか？

A8 継続的な取引（おおよそ1年以上）を行っていることを想定しています。

Q9 自分の家で食べるため EC 等で高崎市の生産者から野菜を直接購入していますが、移住支援金の対象となりますか？

A9 対象者は、消費者への販売や提供を行っている方のみとなるため、対象にはなりません。また、生産者と直接取引を行う場合でも消費者への販売等を行わない流通業者等も対象とはなりません。

Q10 自社では高崎産品を扱っているが、私は関係のない部署にいます。対象になりますか？

A10 取引を法人の業務の一環として行っている場合、対象となる個人は買い付けの担当者など直接的な関わりのある業務に従事している方に限ります。

Q11 高崎産品の買い付けを行っているが、自社の決まりで取引伝票の写しを取ることができないのですがどうしたらよいでしょうか？

A11 取引伝票など、直接取引を行っていることを証明できるものをご用意いただけない場合は対象となりません。

➤ 要件（ウ）に関するもの

Q12 アルバイトで通勤していた場合も対象になりますか？

A12 雇用保険の被保険者として通勤していた場合は対象となります。

Q13 派遣会社に勤め、派遣先が高崎市内の場合は対象となりますか？

A13 申請者の在籍する、本市に所在する企業等の本（支）店、営業所、店舗など常設の事務所等への勤務に限るため、派遣や現場仕事での通勤は対象となりません。

Q14 卒業してから年月が経っているため、証明できる書類を出せないと言われました。何を提出すればよいでしょうか？

A14 原則、卒業証書や在籍証明書など、学校等が発行する証明書としますが、卒業アルバムや通知表など、在籍していたことが客観的にわかる複数の資料により通学していたことが明らかである場合は対象と認めることがあります。

➤ 要件（エ）に関するもの

Q15 過去、高崎市に居住していたことは高崎市でわからないのですか？

A15 申請にあたり要件を満たしているかは、申請者に証明していただきます。

Q16 住民票を移さないまま高崎市に居住していたことがあるが、対象となりますか？

A16 戸籍の附票に掲載されていない場合は対象となりません。

➤ 要件（オ）に関するもの

Q17 親族の範囲を教えてください

A17 2親等以内の親族とします。具体的には、祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫です。

Q18 亡くなった祖父母が住んでいた場合も対象となりますか？

A18 対象となる親族は、存命の方のみとさせていただきます。

Q19 親族はいつから住んでいれば対象となりますか？

A19 関係人口要件を定めた日より前（令和3年3月31日以前）から本市に居住されている方を対象とします。